

「私立大学ガバナンス・コード」 遵守状況報告書

概 要

1. 法人名等

法 人 名	学校法人立命館
法 人 代 表 者	理事長 森島 朋三
担 当 部 署	総務部総務課
お 問 合 せ 先	0 7 5 - 8 1 3 - 8 1 3 7

2. 「基本原則」及び「遵守原則」の遵守概況

基本原則	基本原則の遵守状況	遵守原則	遵守原則の遵守状況
1. 自律性の確保	「遵守」	1-1	「遵守」
		1-2	「遵守」
2. 公共性の確保	「遵守」	2-1	「遵守」
		2-2	「遵守」
3. 信頼性・ 透明性の確保	「遵守」	3-1	「遵守」
		3-2	「遵守」
		3-3	「遵守」
4. 継続性の確保	「遵守」	4-1	「遵守」
		4-2	「遵守」

3. 遵守状況の確認フロー図

○担当事務局：遵守状況の点検、報告書の作成

↓

○内部統制委員会（内部統制の運用状況等について審議する機関）：遵守状況の確認・了承

↓

○常任理事会（理事会の日常業務執行を行う法人の機関会議体）：遵守状況の確認・議決

↓

○理事会、評議員会：遵守状況の報告

↓

○ホームページで公表、日本私立大学連盟への報告

「基本原則」及び「遵守原則」の遵守状況（取組状況）の詳細等

1. 各「基本原則」及び「遵守原則」の遵守状況の説明

基本原則「1. 自律性の確保」

会員法人は、私立大学としての多様な教育研究活動を実現するため、それぞれの寄附行為、建学の精神等の基本理念に沿って、自主性、独立性を確保すると同時に、自律的に学校法人を運営する必要がある。

遵守状況	「遵守」
基本原則の遵守状況に係る説明	遵守原則 1－1、1－2 の通り、自律性を確保している。

遵守原則 1－1

会員法人は、学生、保護者、卒業生のみならず、広く社会に存在する幅広いステークホルダーに対し、教育研究目的を明確に示し、学校法人の運営に関する理解を得られるようにする。

遵守状況	「遵守」
	コードの記載通りの方策によって遵守している
遵守原則の遵守状況に係る説明	本法人では、中期計画の策定にあたり、法人の機関会議において委員会を設置し、策定方法について事前に十分な確認を行っている。現行計画の総括を踏まえて次期計画を策定する仕組みや、教学・経営等の関連分野に関する検討体制を整備し、全学的な意見集約に加え、学内外の多様な関係者から意見を聴取する機会を設けている。 中期計画では、教育、研究、学生支援、管理運営、人事、財務といった法人運営全体を網羅し、各取組ごとに担当理事および担当部門を明確化している。また、計画期間中は毎年度、期中点検・期末点検を実施し、その結果を事業計画委員会で議論のうえ次年度計画へ反映している。 財政面においては、中期計画に対応する財政運営基本方針を策定しており、中期財政見通しは毎年度の事業計画や決算を踏まえて適宜更新している。事業計画の進捗や中期財政見通しをふまえながら、財政運営基本方針における課題を遂行している。さらに、中期計画をふまえた事業計画においてはKGI・KPIを設定し、その進捗状況を事業計画書で周知するとともに、事業報告書の「事業の概要」として冊子およびWebで公表している。 これらの取り組みにより、遵守原則 1－1 を遵守している。

遵守原則 1－2

会員法人は、自主性・独立性を確保すると同時に、自律的に学校法人を運営するために、多様なステークホルダーからの意見を聴取し、反映できる体制を確立し、円滑な業務執行を行うようにする。

遵守状況	「遵守」 コードの記載通りの方策によって遵守している
遵守原則の遵守状況に係る説明	本法人では、理事等の職務分掌および選任・解任に関する要件や手続きを寄附行為および同施行細則により明確化している。理事会・評議員会の議決事項や、理事への権限委任の範囲を定めることで、円滑かつ責任ある業務執行体制を整備している。中期計画や事業計画の策定時には、課題ごとに担当理事を定め、検討を進めている。 改正私立学校法を踏まえた寄附行為変更により、理事・評議員の兼職禁止等を明確化し、適切な定数・構成等を定めた。多様なステークホルダーの意見を法人運営に反映するため、学外者を含む理事・評議員の選任を行い、機関内の牽制機能を果たしている。寄附行為の定めにより、評議員会へ適宜諮問をおこなったうえで理事会による議決をしており、機関間の牽制機能も働いている。また、監事は理事会・評議員会に出席し、適宜意見を述べるほか、常勤監事は法人内の主要会議にも参加し、日常的に情報収集と助言を行っている。 コンプライアンス面では、コンプライアンス推進規程および役員等倫理規程において、理事および教職員がコンプライアンス推進を行うことを定めている。また、コンプライアンス委員会が全学の研修計画を策定・推進するとともに、理事会に報告することにより、実施実績の検証を行っている。 これらの取り組みにより、遵守原則 1－2 を遵守している。

基本原則「2．公共性の確保」

会員法人は、わが国の将来を担う多様な人材を育成するとともに、教育研究活動とそこから得られた成果を通じて社会や地域に貢献し、その要請に応える必要がある。

遵守状況	「遵守」
基本原則の遵守状況に係る説明	遵守原則 2－1、2－2 の通り、公共性を確保している。

遵守原則 2－1

会員法人は、建学の精神等に基づく多様な人材育成像を保持しつつ、時代や社会の変化を踏まえながら、教育研究活動を通じて、広く社会に、また地域にとって有為な人材を育成する。

遵守状況	「遵守」 コードの記載通りの方策によって遵守している
遵守原則の遵守状況に係る説明	本法人は、毎年度の事業計画において法人および各設置校の目標・施策等を策定しており、教学総括や次年度計画概要において、各学部・研究科の取り組み等を示している。毎年度の事業計画は冊子として学内教職員へ配布しており、教学総括・次年度計画概要はポータルサイト等により共有されている。 また、中期計画の内容については特設サイト等を活用して公表し、学内外のメディアを通じて、本学園の教育研究の特色や方向性を継続的に発信している。中期計画期間に対応した組織整備計画、施設計画、財政運営基本方針を策定することで、経営資源の適切な配分を検討している。 教育の質保証に関しては、自己点検・評価を通じて、各学部・研究科における学位授与方針、教育課程編成・実施方針、入学者受入れ方針の実質化を進めている。R Uでは、学長の下に設置された自己評価委員会を全学的な内部質保証推進組織と位置づけ、恒常的かつ体系的な自己点検・評価を実施している。加えて、大学評価委員会による学外からの評価や、学部・研究科単位での専門分野別外部評価を通じて、第三者の視点を取り入れた改善・向上のサイクルを確立している。A P Uにおいても、内部質保証方針に基づき自己点検・評価や外部評価を実施し、その結果を大学運営の改善に反映させている。 留学生の選抜においては、入試要項に募集人数・奨学金制度を明記し、オンライン面接等を含めた選抜を実施している。日本語教育では、レベル別の日本語授業等を提供しており、条件により、非正規生にも学部正規科目を提供している。また正課・正課外ともに、日本人学生と留学生がともに学ぶ機会を設けており、豊富な交流を実施している。 これらの取り組みにより、遵守原則 2－1 を遵守している。

遵守原則 2－2

会員法人は、社会の要請を踏まえつつ、特色ある教育研究活動から得られた成果を踏まえ、社会の要請の変化に対応して、現実の諸課題に対する解決方法を示し、社会に貢献する。

遵守状況	「遵守」 コードの記載通りの方策によって遵守している
遵守原則の遵守状況に係る説明	本法人は、中期計画「R2030 チャレンジ・デザイン」において、教育・研究等を通じた社会共生価値の創出に向けた政策を進めている。RU、APUともに社会連携方針を定め、大学としての社会・地域貢献の考え方を明確化している。 社会連携・地域貢献を支える体制として、RUは社会連携課やキャンパス単位で地域連携課を設置しており、APUではアウトリーチ・リサーチ・オフィスおよび「APU Connection Hub」を設置している。これらの組織が社会・地域連携機能を担い、教育、研究、学生活動それぞれの場面において、社会・地域連携課題の解決に取り組んでいる。キャンパス所在地を中心とした地方公共団体との協定締結や産学官連携の推進を通じて、信頼関係の醸成に努めるとともに、一般市民向けの公開講座、社会連携セミナー、災害復興支援など多様な社会連携・地域貢献の取り組みを推進している。 研究活動においては、研究インテグリティの確保を前提とし、研究倫理、安全保障輸出管理、利益相反マネジメント等に関する仕組みを整備し、適正な研究活動の実施を支援している。 これらの取り組みにより、遵守原則 2－2 を遵守している。

基本原則「３．信頼性・透明性の確保」

会員法人は、私立大学の有する公共性に鑑み、健全な大学運営について、学生、保護者、教職員のみならず広く社会からの信頼を得られるよう、説明責任を果たすとともに、透明性の確保に努める必要がある。

遵守状況	「遵守」
基本原則の遵守状況に係る説明	遵守原則３－１、３－２、３－３の通り、信頼性と透明性を確保している。

遵守原則３－１

会員法人は、社会からの理解と信頼を確保するために、常に法令を遵守するとともに、多くのステークホルダーとの良好な関係の構築を目指し、教育研究活動を通じ社会に貢献する。

遵守状況	「遵守」
	コードの記載通りの方策によって遵守している
遵守原則の遵守状況に係る説明	本法人は、社会からの理解と信頼を確保するため、常に法令を遵守した法人運営を行っている。監事監査については、学校法人立命館監事監査規程を制定し、監事監査計画の策定、書類監査およびインタビューを中心とした監査を実施している。年度末に作成する監査報告書は常任理事会、理事会および評議員会に報告している。 監事は常勤監事と非常勤監事の複数名体制とし、監査の継続性と監事の独立性を担保している。内部監査室および監事室が事務局となり、監事会やミーティングを適宜開催することにより、監事間の連携深化を図っている。常勤監事は理事会・評議員会に加え、常任理事会や大学協議会等の機関会議にも出席し、法人運営や教学に関する情報収集および助言を行っている。会計監査人および内部監査室との定期的な情報共有・意見交換を通じて、「三様監査」の適切な実施を図っている。 会計監査人の選定においては、事前評価や比較検討を行い、監事の意見聴取を経た上で評議員会において選定するなど、透明性の高い手続きを確保している。また、理事者と会計監査人との間で定期的なディスカッションの場を設け、法人運営上の重要事項、課題、外部環境、内部統制等のリスク対応に関する認識について意見交換を行い、会計監査の充実を図っている。 これらの取り組みにより、遵守原則３－１を遵守している。

遵守原則 3 - 2

会員法人は、社会からの信頼を損なうことがないように、理事、監事、評議員、学長（総長を含む）の選任手続きの透明性の確保及び解任手続きを明確化し、必要に応じて改善を行い、当該手続きの公正性について多くのステークホルダーからの理解が得られるようにし、理事会による理事の職務の執行監督機能の実質化を図る。また、社会からの信頼を損なうことがないように、大学で起こり得る利益相反、研究活動に関わる不正行為等について、その防止のために必要とされる制度整備を行い、実行する。

遵守状況	「遵守」 コードの記載通りの方策によって遵守している
遵守原則の遵守状況に係る説明	本法人は、理事、監事、評議員等の選任・解任手続や理事および教職員の権限・分掌等について、寄附行為および関連規程において明確にし、透明性と公正性を確保している。理事の選任にあたっては、推薦委員会や諮問する評議員会においても、学外者を含む構成としており、複数のチェック機能を通じて、客観性を担保している。理事の職務執行状況については、定期的に理事会へ報告される体制を整備しており、監督機能の実質化を図っている。 役員の選任を規定する寄附行為や役員一覧、報酬に関する規程は情報公開ページで公表されており、多くのステークホルダーからの理解を得るための情報開示を行っている。学校法人立命館プライバシーポリシーにもとづき、個人情報の適正な取扱いを確保するため、制度、情報システム、人の各側面から安全管理措置を講じている。リスクマネジメント推進室を設置し、リスクマネジメントの方針の策定や情報収集を行っている。 監事は、法人の業務、財産、理事の職務執行の状況に不正または法令、寄附行為に違反する重大な事実があることを発見した場合、理事会・評議員会ならびに文部科学大臣に報告することとしている。また、理事に関する通報については監事が通報取扱責任者となり、理事会に報告しなければならないこととしている。さらに、違反行為が法人の運営上重大なものであるときは、理事長がコンプライアンス委員会に是正措置を諮問し、その答申を理事会に報告する仕組としている。是正措置の履行を求められた担当理事等は、完了後にその結果を理事長および理事会に報告を要する仕組みとしている。 法務コンプライアンス室およびコンプライアンス推進規程に基づき設置されたコンプライアンス委員会が中心となり、法令遵守状況の把握、通報制度の運用、学園の教職員および役員への研修等

を行っている。

通報制度については、学内外に窓口を設置し、匿名通報を含めた対応を行っている。また、通報者および調査協力者である教職員が不利益な取扱いを受けない仕組みを整備している。

これらの取り組みにより、遵守原則 3－2 を遵守している。

遵守原則 3－3

会員法人は、自らが行う教育研究活動に係る情報や、それを支える経営に係る情報について広く社会に存在する幅広いステークホルダーから理解を得るため、様々な機会を通じて、積極的に情報を公開する。

遵守状況	「遵守」 コードの記載通りの方策によって遵守している
遵守原則の遵守状況に係る説明	本法人は、教育研究活動およびそれを支える経営に関する情報について、幅広いステークホルダーの理解を得るため、積極的かつ体系的な情報公開に取り組んでいる。情報公開規程にもとづき、公開する情報の内容や公開対象を定め、手続きを明確化するとともに、開示すべき情報は定期的に集約し、適切な情報公開を行う体制を整備している。 財務情報については、財務書類の備え付けおよび閲覧に加え、ホームページでの公表を行っており、事業報告書や「立命館の財政運営の考え方」は、用語解説や図表を用いて、理解容易性の向上に取り組んでいる。監事監査、会計監査、内部監査により、業務執行や各種制度の運用状況の妥当性、適正性などのモニタリングを徹底し、公表している。また、コンプライアンス推進規程や監事監査規程等の関連規程および内部統制システム整備の基本方針についても公表している。 情報公開規程に定めた法人および設置学校に関する情報を毎年度情報公開ページで体系的に公表している。情報公開ページは法人トップページから容易にアクセスできる構成とし、カテゴリ整理や表示上の工夫により、利用者の理解容易性を高めている。情報の正確性や個人情報保護の観点から、掲載前に作成部署以外の部署による確認を行う体制を整えている。さらに、問い合わせ窓口を明示し、外部からの意見を取り入れる体制を整備している。 これらの取り組みにより、遵守原則 3－3 を遵守している。

基本原則「４．継続性の確保」

会員法人は、それぞれの建学の精神等の基本理念に基づき、その使命を果たすため、大学における教育研究活動の維持、継続及び発展に努める必要がある。

遵守状況	「遵守」
基本原則の遵守状況に係る説明	遵守原則４－１、４－２の通り、継続性を確保している。

遵守原則４－１

会員法人は、私立大学の教育研究活動の継続性を実現するため、法人内外のステークホルダーからの意見を取り入れながら、大学運営に係る諸制度を実質的に機能させ、自律的な大学運営を行うようにする。

遵守状況	「遵守」
	コードの記載通りの方策によって遵守している
遵守原則の遵守状況に係る説明	本法人は、私立大学における教育・研究活動の継続性を実現するため、多様なステークホルダーと連携しながら大学運営を行っている。理事会、評議員会において、学園の状況報告を行っている。他、適宜懇談会等を開催し、意見交換を行っている。また、事前に議案資料および主要な機関会議の議事録等を送付し、当日の議論の活性化と効率化を図っている。２０２５年４月１日施行の改正私立学校法をふまえ、理事４９名中学外者１１名、評議員５１名中学外者３４名を選出しており、外部の視点を積極的に取り入れている。 ダイバーシティ推進については、総長を本部長とするダイバーシティ&インクルージョン推進本部を設置し、誰もが安心して学び、研究し、働くことのできる多様性を活かす学園づくりを推進している。２０２５年度の検討により、「ダイバーシティ、エクイティ&インクルージョン（DE&I）」へ位置づけを見直すこととし、２０２６年度以降に学園全体で統一的に推進する方針を定めた。基本理念や基本方針を改定し、学園運営において多様性、公正性、包摂性を重視することを明確化した。 これらの取り組みにより、遵守原則４－１を遵守している。

遵守原則 4－2

会員法人は、私立大学の教育研究活動の継続性を実現するため、財政基盤の安定化、経営基盤の強化を行うようにする。

遵守状況	「遵守」 コードの記載通りの方策によって遵守している
遵守原則の遵守状況に係る説明	本法人は、教育研究活動の継続性を支えるため、財政基盤の安定化および経営基盤の強化に取り組み、多様な財源確保策を講じている。中期計画に対応した財政運営基本方針を策定し、財政基盤強化等に向けた課題や指標を定めている。事業報告書では、財務書類の概要説明の他、収支状況等については、経年推移や財務比率等をグラフや図表により示し、ステークホルダーの理解促進を図っている。 研究活動および産学官連携を推進する体制を整備しており、外部研究資金の獲得を推進している。寄付については、組織内に寄付募集に関する部署を設け、学内外とのネットワーク構築を図り、目的別・プロジェクト別のメニュー等により、目的を明確化した寄付募集を推進している。資金運用については、内規を整備し、理事会で承認された資金運用計画のもと、リスク分散や外部専門家のリスク評価を踏まえた適切な運用を行っている。 加えて、リスクマネジメント規程により、理事長をトップとしたリスクマネジメント体制を整備するとともに、リスクマネジメント基本要綱やBCP等を策定し、教職員・学生へ周知している。 また情報システムに関するガイドラインを定め、アクセス権限を厳格に管理するとともに、サイバーセキュリティ対策として体制整備をした「立命館CSIRT」において定期的に運用状況等を共有している。 ハラスメント防止については、規程およびガイドラインを制定するとともに、ハラスメント防止委員会を設置し、啓発・研修、相談、調査、指導等の活動を実施している。 これらの取り組みにより、遵守原則 4－2 を遵守している。